

公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://jblsf.or.jp/overview/>

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|---------------------------------------|--|--|---|
| 1 | [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること | (1) 中長期計画を策定し、理事会の承認を得ている。 (2) 中長期基本計画をホームページにて公表している。 (3) 計画策定に当たり、中長期計画策定メンバーを各競技経験者、役職員、学識経験者、加盟団体理事にて構成し、7ヶ月間毎月2回策定ミーティングを行った。ミーティング後は各加盟団体にアンケートを採り、役職員や構成員から幅広い意見を募った。 | 1.JBLSF中長期計画HP用 http://jblsf.or.jp/wp-content/uploads/2023/08/1.JBLSF%E4%B8%AD%E9%95%B7%E6%9C%9F%E8%A8%88%E7%94%BBHP%E7%94%A8.pdf 2.2023年度第1回理事会議事録 |
| 2 | [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること | (1) 人材の採用及び育成に関する計画は2025年5月末までに策定し、5月の理事会で承認を得る予定である。 (2) (1)の計画が承認されたら、2025年5月中にHPに公表する予定である。 (3) 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募る予定である。 | |
| 3 | [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること | (1) 財務の健全性確保に関する計画を策定し、理事会の承認を得ている。 (2) 財務の健全性確保に関する計画をホームページに公表している。 (3) 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募った。 | 2.2023年度第1回理事会議事録 3.財務計画 http://jblsf.or.jp/wp-content/uploads/2023/08/3.%E8%B2%A1%E5%8B%99%E8%A8%88%E7%94%BB.pdf |
| 4 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること | (1) 外部理事の目標割合を25%以上に設定し、達成した。 (2) 女性理事の目標割合を40%以上に設定し、達成した。 外部役員(理事)比率 37.5% (8名中3名) 女性役員(理事)比率 50% (8名中4名) | 4.役員名簿 |
| 5 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること | 評議員制度を採用していないので評議員会は設置していない。 | |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|---------------------------------------|---|--|------------------------------------|
| 6 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること | (1)(2)2025年5月末までにアスリート委員会を設置し、5月の理事会で承認を得る予定。 | |
| 7 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること | (1)競技登録者70名、総会正会員5名の組織において、定款19条に基づき理事8名、監事2名で構成する理事会の規模は適正である。さらに理事構成は、弁護士・税理士・公認会計士を含んでおり、理事8名中4名は女性であり、多様性にも配慮しているため、理事会の実効性は確保されている。理事会は年6回以上開催されており、状況変化に対応した方針の決定を行っている。 | 4.役員名簿 |
| 8 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること | (1)役員(理事・監事)は就任事業年度6月1日時点で70歳未満と運営規程21条で定めている。 | 7.JBLSF運営規程 |
| 9 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること | (1) 定款23条、運営規程22条により、役員(理事/監事)の再任回数上限を定めている。 | 5.JBLSF定款 7.運営規程 6.役員就任・再任年表 |
| | | | 【例外措置または小規模団体配慮措置】 | |
| 10 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること | (1) 2025年5月末までに設置し、5月の理事会承認を得る予定。 | |
| 11 | [原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。 | (1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること | (1) コンプライアンス・倫理規程により定めている。 | 8.JBLSFコンプライアンス・倫理規程 |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|-------------------------------------|---|---|--|
| 12 | [原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。 | (2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる 一般的な規程を整備しているか | (1) 運営規程を整備している。 | 7.JBLSF運営規程 |
| 13 | [原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。 | (2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備 しているか | (1) 法人の業務に関しては事務局規程で定めている。 | 9.JBLSF事務局規程 |
| 14 | [原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。 | (2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する 規程を整備しているか | (1) 役員報酬規程と賃金規程を定めている。 | 10.JBLSF役員報酬規程 11.JBLSF賃金規程 |
| 15 | [原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。 | (2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備 しているか | (1) 会計事務処理規程、寄付金規程で定めている。 | 12.JBLSF会計事務処理規程 13.寄付金規程 |
| 16 | [原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。 | (2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程 を整備しているか | (1) 加盟団体規程により、加盟団体から、登録料を得ている。 連盟スポンサーに関しては、スポンサー規程を定めている。 | 14.加盟団体規程 15.スポンサー規程 |
| 17 | [原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。 | (3) 代表選手の公平かつ合理的 な選考に関する規程その他選手の 権利保護に関する規程を整備する こと | (1) 国際レースに参戦する選手の選考は、国際競技会派遣選手選考規程に定めている。 年度単位で競技別に選考基準別紙を作成し、理事会承認を経て公表している。 (2) 国際競技会派遣選手選考規程14条において、選手の権利保護に関する規程を整備している (3) 派遣候補選手選考をする競技委員会は、複数人の当該競技出身者及び学識経験者を含む委員で 構成されており、公平性が保たれている。 競技委員会が選考した候補者を、理事会において選任することで、公平性が保たれている。 | 16.国際競技会派遣選手選考規程 17.2022第10回理事会議事録 18.JBLSF関係者一覧 |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|---|--|---|---|
| 18 | [原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。 | (4) 審判員の公平かつ合理的な 選考に関する規程を整備すること | (1) 審判員選考規程を整備している。 (なお、国内で唯一の国際連盟認定レース場であるNTC長野スパイラルが、施設を保有する長野市の 財政事情により2018年から冬季製氷を休止しているため、全日本選手権大会が国内で開催できず、そ り競技審判員が活躍する機会がない深刻な状態が続いている。) | 競技・公認審判員規程 |
| 19 | [原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。 | (5) 相談内容に応じて適切な弁 護士への相談ルートを確認するな ど、専門家に日常的に相談や問い 合わせをできる体制を確認するこ と | (1) (2) 常勤の専務理事に弁護士が就任し、理事に税理士2名、監事に公認会計士が就任してお り、日常的に相談や問い合わせをすることができる。 | 4.役員名簿 |
| 20 | [原則4] コンプライア ンス委員会を設置すべき である。 | (1) コンプライアンス委員会を 設置し運営すること | (1)女性委員2名を含む6名の委員が構成するコンプライアンス倫理委員会を設置しており、不祥事が 発生しなくても年に1回以上の委員会を開催している。 (2)2024年度コンプライアンス倫理委員会において、委員会の役割や権限事項の明確化、コンプライ アンス強化に係る方針や計画の策定を行った。 | 8.JBLSFコンプライアンス・倫理規程 19.コンプライアンス倫理委員会 委員名簿 20.2019年度コンプライアンス委員会議事録 21.2020年度コンプライアンス倫理委員会議事録 22.2021年度第1回コンプライアンス倫理委員会議事録 23.2021年度第2回コンプライアンス倫理委員会議事録 24.2021年度第3回コンプライアンス倫理委員会議事録 25.2022年度第1回コンプライアンス倫理委員会議事録 26.2022年度第2回コンプライアンス倫理委員会議事録 27.2022年度第3回コンプライアンス倫理委員会議事録 2023年度コンプライアンス倫理委員会議事録 2024年度コンプライアンス倫理委員会議事録 |
| 21 | [原則4] コンプライア ンス委員会を設置すべき である。 | (2) コンプライアンス委員会の 構成員に弁護士、公認会計士、学 識経験者等の有識者を配置するこ と | (1)2名の弁護士、1名の税理士を含めた総勢6名でコンプライアンス倫理委員会を構成している。 | 19.コンプライアンス倫理委員会 委員名簿 |
| 22 | [原則5] コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである | (1) NF役職員向けのコンプライ アンス教育を実施すること | (1)弁護士の外部理事が講師となり、道府県連盟代表理事を含めた連盟役員を対象に、理事会の場を活 用して2020年度のコンプライアンス教育を実施した。2022年には、職員向けにコンプライアンス研修 を実施した。2023年度8月理事会において、役員向けのコンプライアンス研修を実施した。2023年度 3競技合同会議において、職員向けコンプライアンス研修を実施した。 2024年度8月理事会において、役員向けコンプライアンス研修を実施した。 2024年度3競技合同会議において、職員向けコンプライアンス研修を実施した。 2024年度の実施計画は、2024年度第1回コンプライアンス委員会において策定した。 | 28.コンプライアンス研修資料 29.2022年度スタッフ用_3競技合同会議概要 30.2022年度3競技合同会議資料（コンプライアンスの 基礎とハラスメントの防止） 2023年度役員向けコンプライアンス研修資料 2023年度3競技合同会議資料 2024年度役員向けコンプライアンス研修資料 2024年度3競技合同会議資料 |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|---------------------------------|--|--|--|
| 23 | [原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること | (1) 競技委員会医科学部が中心となり、強化対象選手とコーチを一堂に集めた全体会議を開催し、JOCから講師を招いてコンプライアンス教育を2019年度から毎年実施している。 | 31.2019年度3競技合同会議プログラム 32.2019年度3競技合同会議実施報告書 33.2020年度3競技合同会議プログラム (WEB形式) 34.2020年度3競技合同会議アンケート集計結果 35.2021年度3競技合同会議プログラム 36.2021年度3競技合同会議資料 37.2022年度選手用_3競技合同会議プログラム 29.2022年度スタッフ用_3競技合同会議概要 30.2022年度3競技合同会議資料 (コンプライアンスの基礎とハラスメントの防止) 2023年度3競技合同会議資料 2023年度アスリートセミナー資料 2024年度3競技合同会議資料 2024年度アスリートセミナー資料 |
| 24 | [原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること | (1) (2) 2025年5月末までに審判員へのコンプライアンス教育を開始する予定。 なお、国内で唯一の国際連盟認定レース場であるNTC長野スパイラルが、施設を保有する長野市の財政事情により2018年から冬季製氷を休止しているため、全日本選手権大会が国内で開催できず、そり競技審判員が活躍する機会がない深刻な状態が続いている。審判員として活動する機会が無いため、審判員としてのコンプライアンス違反が想定しづらいことを付記しておく。 | |
| 25 | [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである | (1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること | (1) 計算書類や組織運営規程等の書類作成補助や、有効性・妥当性をチェック可能な外部専門家の登用を推進している。2023年度より、経理業務を専門業者に外部委託した。 (2) 2022年度では、専務理事及び事務局長に弁護士が就任し、法律関連業務において日常的に相談できる体制を整えた。経理財務関連業務については、税理士の外部理事及び公認会計士の監事を迎え、業務支援体制を強化した。 | 4.役員名簿 38.組織図 |
| 26 | [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである | (2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること | (1) 会計事務処理規程、監事監査規程を整備することにより、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 (2) 公認会計士の監事を設置している。 (3) 各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、具体的な業務運営の妥当性に関する監査も可能な限り積極的に実施し、公認会計士の監事が内部監査を行い、監査報告書を作成して総会/理事会の承認を得ている。 | 4.役員名簿 39.監事監査規程 40.監事経歴 |
| 27 | [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである | (3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること | (1) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守している。その結果、JOCより補助金を受けている。 | 52.JOC補助金概算払い通知書 |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|------------------------|---|--|---|
| 28 | [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。 | (1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと | (1)年次収支予算書・決算書を作成し、ホームページで公表している。 | 42.2022年度決算書 http://jblsf.or.jp/wp-content/uploads/2023/07/%E6%B1%BA%E7%AE%97%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8HP%E7%94%A8.pdf 43.2023年度予算書 https://jblsf.or.jp/overview/budget/2023年度決算書 http://jblsf.or.jp/wp-content/uploads/2024/07/2023_%E5%8F%8E%E6%94%AF%E6%B1%BA%E7%AE%97%E6%9B%B8.pdf 2024年度予算書 http://jblsf.or.jp/wp-content/uploads/2024/05/2024_%E5%8F%8E%E6%94%AF%E4%BA%88%E7%AE%97%E6%9B%B8.pdf |
| 29 | [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。 | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること | (1)国際大会派遣の選手選考規程を策定し、ホームページで公表している。 | 16.国際競技会派遣選手選考規程 http://jblsf.or.jp/wp-content/uploads/2024/06/08%E5%9B%BD%E9%9A%9B%E7%AB%B6%E6%8A%80%E4%BC%9A%E6%B4%BE%E9%81%A3%E9%81%B8%E6%89%8B%E9%81%B8%E8%80%83%E8%A6%8F%E7%A8%8B.pdf |
| 30 | [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。 | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること | (1)ガバナンスコードの遵守状況については、原則8に定める利益相反ポリシー、原則10に定める処分規程、通報相談処分規程と、当自己説明をホームページに掲載している。 | 通報相談： http://jblsf.or.jp/wp-content/uploads/2021/06/22%E9%80%9A%E5%A0%B1%E7%9B%B8%E8%AB%87%E5%87%A6%E7%90%86%E8%A6%8F%E7%A8%8B.pdf 処分規程： http://jblsf.or.jp/wp-content/uploads/2023/07/05%E5%87%A6%E5%88%86%E8%A6%8F%E7%A8%8B%E6%94%B9%E5%AE%9A230724.pdf |
| 31 | [原則8] 利益相反を適切に管理すべきである | (1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること | (1)利益相反規程を定め、同規程に基づき重要な契約については客観性や透明性を重要視して慎重な検証を行い、理事会で利益相反取引を報告している。 (2)利益相反ポリシーに基づき利益相反規程を定め、利益相反を適切に管理している。 | 44.利益相反取引管理規程 17.2022年度第10回理事会議事録 |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|------------------------|---|---|---|
| 32 | [原則8] 利益相反を適切に管理すべきである | (2) 利益相反ポリシーを作成すること | (1)利益相反ポリシーを作成している。 | 45.利益相反ポリシー |
| 33 | [原則9] 通報制度を構築すべきである | (1) 通報制度を設けること | (1) 2020年度で通報相談処理規程を作成し、2021年6月から通報制度の運用を開始した。通報窓口について、HPを通じて、恒常的にNF関係者等に周知している。 http://jbbsf.or.jp/overview/compliance/ (2) 通報相談処理規程11条により、通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課している。 (3) 通報相談処理規程5条(5)により、通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて一定の規定を設け、情報管理を徹底している。 (4) 通報相談処理規程10条により、通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。 (5) NF役職員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底するための研修は、2025年8月末日までに行う予定。 | 46.通報相談処理規程 |
| 34 | [原則9] 通報制度を構築すべきである | (2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること | (1)通報相談処理規程の内容を踏まえて、外部弁護士事務所を通報受付窓口とし、事務局と弁護士・税理士をメンバーに含むコンプライアンス委員会で対応する体制を整えた。 | 4.役員名簿 19.コンプライアンス倫理委員会 委員名簿 46.通報相談処理規程 47.処分規程 48.ノーサイド法律事務所業務委託契約書 |
| 35 | [原則10] 懲罰制度を構築すべきである | (1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること | 処分規程を策定し、ホームページにて公表している。 (1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を、処分規程によって定めている。 (2) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を、諸部規程をHPにて公開することで、周知している。 (3) 処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けることを、処分規程によって定めている。 (4) 処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを処分規程に定めている。 | 7.JBLSF運営規程 19.コンプライアンス倫理委員会 委員名簿 46.通報相談処理規程 47.処分規程 http://jbbsf.or.jp/wp-content/uploads/2023/07/05%E5%87%A6%E5%88%86%E8%A6%8F%E7%A8%8B%E6%94%B9%E5%AE%9A230724.pdf 8.JBLSFコンプライアンス・倫理規程 |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|---|--|---|--|
| 36 | [原則10] 懲罰制度を構築すべきである | (2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること | (1) 処分審査を行うコンプライアンス倫理委員会において、弁護士を法務顧問とし、委員には弁護士、税理士を含む。 | 7.JBLSF運営規程 19.コンプライアンス倫理委員会 委員名簿 46.通報相談処理規程 47.処分規程 |
| 37 | [原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。 | (1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること | (1) コンプライアンス倫理規程10条と処分規程10条1項に自動応諾条項を定めている。 (2) 自動応諾条項の対象事項には、懲罰等の不利益処分に対する不服申立に限らず、代表選手の選考を含むNFのあらゆる決定を広く対象に含んでいる。 (3) 申立期間について合理的ではない制限を設けていない。 | 8JBLSFコンプライアンス・倫理規程 47.処分規程 |
| 38 | [原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。 | (2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること | (1) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知することを、処分規程10条2項(7)で定めている。 | 47.処分規程 |
| 39 | [原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | (1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること | (1)～(4)不祥事対応の流れ、外部調査委員会の設置を記載した危機管理体制マニュアルを、2025年5月末までに策定する予定。 | |
| 40 | [原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | (2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施 | 過去4年以内に連盟の不祥事は発生していない。 | |
| 41 | [原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | (3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施 | 過去4年以内に連盟の不祥事は発生していない。 | |

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|--|--|---|------|
| 42 | [原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | (1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと | (1)加盟団体規程により、加盟団体との権限関係を定めている。 (2)地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うための方針については、2025年5月までに定める予定。 (3)加盟団体である道府県連盟の事務局長で構成する当連盟の総務委員会を通じて指導助言を行っており、道府県連盟の年次事業/決算報告書の提出を義務付け、運営状況を把握している。 | |
| 43 | [原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | (2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと | (1)JBLSF総務委員会で加盟団体事務局長に情報を提供している 加盟団体独自研修会の開催支援を2025年5月末までに計画・実施する予定。 | |